

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第89回会合議事録

1. 日時 平成27年2月27日（木） 10:00～11:38

2. 場所 食品安全委員会大会議室（赤坂パークビル22階）

### 3. 議事

- (1) スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
- (2) ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
- (3) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

村上座長、筒井専門委員、中村優子専門委員、永田専門委員、八谷専門委員、  
福田専門委員、眞鍋専門委員、山本専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会)

熊谷委員長、佐藤委員、上安平委員

(説明者)

厚生労働省 三木輸入食品安全対策室長、小西専門官

(事務局)

姫田事務局長、山本評価第二課長、高崎評価調整官、田中課長補佐、  
廣田評価専門官、本山係長、大西技術参与、小山技術参与

### 5. 配布資料

- |       |   |
|-------|---|
| 資料1   | スウェーデン評価書（案）たたき台                            |
| 資料2   | ノルウェーのBSE対策の経緯等について                         |
| 資料3-1 | ノルウェーの評価の考え方                                |
| 資料3-2 | ノルウェー評価書（案）たたき台                             |
| 参考資料1 | 食品健康影響評価について<br>「スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓について」 |
| 参考資料2 | 食品健康影響評価について<br>「ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓について」  |

- 参考資料 3-1 食品健康影響評価について  
「動物用生物由来原料基準の一部改正について」
- 参考資料 3-2 食品健康影響評価（回答）  
「動物用生物由来原料基準の一部改正について」
- 参考資料 4 【OIE情報】カナダにおける牛海綿状脳症（BSE）の発生について

## 6. 議事内容

○村上座長 ただいまから、第89回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は9名の専門委員が御出席でございます。

欠席の専門委員は門平専門委員、堂浦専門委員、中村好一専門委員、水澤専門委員、山田専門委員の5名でございます。

さらに、食品安全委員会からは3名の委員に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第89回プリオン専門調査会議事次第」を御覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに9点でございます。

資料1、スウェーデン評価書（案）たたき台。

資料2、ノルウェーのBSE対策の経緯等について。

資料3-1、ノルウェーの評価の考え方。

資料3-2、ノルウェー評価書（案）たたき台。

参考資料1、食品健康影響評価について「スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓について」。

参考資料2、食品健康影響評価について「ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓について」。

参考資料3-1、食品健康影響評価について「動物用生物由来原料基準の一部改正について」。

参考資料3-2、同じく「動物用生物由来原料基準の一部改正について」（回答）。

参考資料4【OIE情報】カナダにおける牛海綿状脳症（BSE）の発生について」。

以上の資料を用意いたしております。不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書及び今回の諮問に係る提出資料は既に専門委員の先生方には送付しておりますが、お席後ろの机の上にファイルを用意しておりますので、必要に応じ、適宜御覧いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございません。調査審議中に引用されたもののうち、閲覧可能なものにつきましては調査会終了後、

事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合は、この会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

○村上座長 それでは、事務局から平成15年10月2日、食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告します。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日、委員会決定の2（1）に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。  
(首肯する委員あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容について振り返りたいと思います。

最初に諮問事項「スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」について、厚生労働省から諮問内容の説明が行われました。次いで、評価手法及び今後の審議の進め方等について私から提案をし、評価手法については平成24年10月の評価書と同様とし、米加仏蘭、アイルランド、ポーランドと同様、まずは諮問内容（1）及び（2）の規制閾値が30か月齢までの部分を審議することになりました。

そして、評価書のたたき台については、厚生労働省提出資料に基づいて起草委員に検討を依頼することになりました。

本日は、まずスウェーデンの諮問案件について、さらに審議を進めてまいりたいと思います。

それでは、厚生労働省からの提出資料をもとに、起草委員の先生方にスウェーデン評価書（案）たたき台について検討いただきましたので、まずは事務局より資料1の食品健康影響評価の前までの部分について説明をお願いいたします。

○廣田評価専門官 資料1について説明させていただきます。

先ほど座長から説明がありましたように、前回の調査会で評価手法は2012年10月評価書と同様ということですので、この評価書案につきましても2012年10月評価書と構成は、同じようになっております。したがって、今回は新たに追加した部分、特にスウェーデンのBSE対策を中心に説明させていただきたいと思います。

4ページ、31行目に今般、厚生労働省からスウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入条件の設定について、評価の要請があったことを記載しております。

5ページ19行目の四角に囲ってあるところに、諮問事項について記載しております。(1)

の月齢制限、現行の輸入禁止から30か月齢といった場合のリスクを比較といったふうに、諮問内容をそのまま記載いたしました。

「4. 本評価の考え方」でございますが、6ページ、これも2012年10月評価書と同様になっておりまして、以下のポツにありますような考え方に基づいて検討を進め、評価を実施するということが記載しております。

ポツの1番目にありますように、これまでのBSEのリスク評価と同様に、①生体牛のリスク、②食肉等のリスク、③vCJD発生のリスクの順で検討を行うということで、以下のような内容について検討を行うことを記載しております。

28行目、ただし、上記のうち\*を示した事項については、2012年10月評価書以降、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られていないことから、2012年10月評価書をもって代えるということといたしておりますので、\*のついている部分以外の部分、15行目の牛群の感染状況、BSEの発生状況、20行目の食肉等のリスク、と畜場での管理状況といったもののスウェーデンについてのBSE対策を整理していくことにいたしております。

7ページ10行目、諮問内容のうち、まず(1)の輸入月齢制限、(2)のSRMの範囲について取りまとめを先行して行うことが前回調査会で決まりましたので、ここに記載しております。

8ページ目から、BSEの現状について総論的に記載しております。

9ページ目のグラフ及び表を見ながら聞いていただきたいと思いますけれども、世界のBSE発生頭数は累計で2014年末現在19万659頭でございます。ちなみに\*1につけておりますが、2015年に入りますと1月にノルウェーで1頭、2月にカナダで1頭のBSE陽性牛が報告されております。発生のピークですが、今から23年前の1992年には年間3万7,316頭のBSE発生報告がありました。その後、大幅に減少し、2012年には21頭、2013年には7頭、2014年には9頭の発生にとどまっている。これは飼料規制の強化によって英国を中心に発生頭数が激減したことを反映しているということを記載しております。

10ページ目のEU等におけるBSE検査頭数。これは直近のデータが2012年までしかないので、そこまでを示しております。2001年から2012年の間に1億733万頭を検査していることを記載しております。

11ページ、BSEの検査体制。ここからスウェーデンについても記載しております。スウェーデンの基礎的な情報といたしましては、EU加盟が1995年でございますので、そこからいわゆるEUのBSE規則にのっとってやっているという回答がございました。

BSE検査体制ですが、食用目的で処理されるいわゆる健康と畜牛のBSE検査は、EUでは2013年から、一部を除き加盟国の判断により実施しなくてよいとされております。スウェーデンは従前72か月齢超の健康と畜牛の検査を実施しておりましたが、2013年3月から健康と畜牛の検査を廃止しているということでもあります。

12ページ、特定危険部位(SRM)でございますが、表3にありますようにスウェーデンを含むEUでは12か月齢超等の頭蓋及び脊髄、30か月齢超の脊柱、全月齢の扁桃、十二指腸か

ら直腸までの腸管及び腸間膜をSRMとして定義しております。

13ページ、飼料規制ですが、これもEUと同様スウェーデンでは2001年1月に交差汚染防止対策の観点から、飼料規制が強化されております。すなわち牛、豚、鶏の肉骨粉が牛、豚、鶏の飼料に利用できないように規制が強化されております。いわゆる完全な飼料規制が行われておりまして、現在もそれを行っているということでございます。

14ページ以降、ここは飼料規制等のスウェーデンにおけるBSE対策を詳細に記載しております。

まず牛群の感染状況。これもいつもどおりまとめ表としてまとめております。それが18ページにありますので御覧ください。牛群の感染状況のまとめということで、スウェーデンにおけるまずは国内安定性のうち、飼料規制でございますが、スウェーデンは1991年1月、反すう動物への反すう動物由来肉骨粉の給与禁止。95年2月、これはEU加盟後でございますが、反すう動物へのほ乳動物由来肉骨粉の給与を禁止。2001年1月からは先ほど申し上げましたように、完全な飼料規制を実施してございます。

SRMの利用実態。SRMの定義については先ほど説明したとおりでございますが、全てのSRMは除去され、許可された施設で破砕された後、焼却されているということでございます。

レンダリングの条件。97年7月にレンダリング施設において133℃3気圧20分の湿熱処理を義務化しております。現在、家畜飼料製造のためのレンダリング施設はないということです。不溶性不純物が0.15%を超える反すう動物由来の油脂の使用は禁止されております。

交差汚染防止対策、飼料規制上の交差汚染防止対策ですが、2001年1月から完全飼料規制をしておりますので、肉骨粉を利用している飼料工場はない。一部許されている魚粉を利用している全ての飼料工場は、反すう動物用飼料製造ラインと分離されているということでございます。

続きまして、BSEサーベイランス。48か月齢超の死亡牛、緊急と畜牛が現在実施されております。健康と畜牛の検査の経緯でございますが、2001年7月から30か月齢超の一部（年間1万頭を抽出、輸入牛については全て）を始めたということです。2006年6月から30か月齢超の全て。2009年1月から48か月齢超。11年4月から72か月齢超と段階的に検査対象月齢を引き上げております。そして13年3月から健康と畜牛の検査を廃止。輸入牛については30か月齢超の全てを実施してございます。

その結果、現在、OIE基準に定める10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施しているということでございます。

この表に記載のない部分について説明いたします。戻っていただきまして14ページをお開きください。まず(1)の生体牛、肉骨粉等についての輸入について。スウェーデンは、生体牛の輸入について、1988年10月から英国からの輸入が禁止されております。そして1991年にスウェーデン農業局の決定によりまして、81年から88年までに英国から輸入された全ての牛、いわゆる禁止される前に輸入された全ての牛について、BSEの臨床兆候を観察するため継続的に監視下に置いたということで、96年10月になりますと、商業的な理由により

英国からの輸入牛を処分することを関係業者、いわゆる民間レベルで決定した。それを受けまして当局は当該牛を解剖及び焼却するため、国立研究所に輸送することを決定し、そのBSE検査の結果、全て陰性であったということでございます。

また、英国以外の国については、89年2月にアイルランドからの輸入も禁止しております。95年1月、EU加盟後はEU規則に基づいて規制されておりますので、同時にアイルランドから生体牛の輸入禁止が解除。2006年にはイギリスからのEU各国への輸出禁止措置も一定の条件を課した上で解除されております。生体牛の輸入の際には、健康証明書の添付が義務づけられております。

次に、肉骨粉の輸入については、95年1月EU加盟後、EU規則に基づいて規制されておりました。動物由来副産物の輸入の際には、原料としてSRMが含まれていないことなどを示した衛生証明書の添付が義務づけられております。

(2) 飼料規制につきましては、先ほど説明しましたので省略いたします。

「2. BSEサーベイランスの状況」スウェーデンでは1991年にBSEについての届出義務が課されました。そして98年からBSEの疫学サーベイランスを開始しております。

15ページ目の1～13行目は、健康と畜牛等の検査の経緯でございますので、先ほど説明しましたので省略します。

14行目、スウェーデンで行われるサンプリング及び診断法は、EU規則に準拠しており、BSE検査は国立の研究所でのみ実施されております。迅速診断検査で陽性であった場合、ウェスタンブロット法による確定診断が実施されます。そして、スウェーデンの各年のサーベイランス頭数を表5に示しております。2013年にはスウェーデン国内では3万828頭のBSE検査が実施されております。そして、表5の一番右のBSE検査陽性牛というものが2006年に1頭示されておりました。その内容について17ページに書いておりますので説明いたします。

スウェーデンのBSEの発生の概況。スウェーデンでは2006年に1頭のBSEの検査陽性牛が確認されております。そして当該牛は143か月齢、11歳11か月でございますが、それで非定型H型BSEであったということです。

出生コホートの特性。スウェーデンのBSE発生例は今、申し上げたとおり1頭でございます。非定型BSEであり、1994年3月に生まれたとされております。なお、当該牛はスウェーデンにおける完全飼料規制が実施された2001年以前に生まれたものであるということを記載しております。

続きまして19ページ、SRM及び食肉処理。これもまとめて表にしております。21ページを御覧ください。SRM及び食肉処理のまとめ。と畜場での検査関係でございますが、と畜場に搬入される全ての牛については、NFA、国の機関の獣医官が目視でと畜前検査を実施することです。と畜前検査において神経過敏等のBSE様の臨床症状を示したものは、月齢にかかわらず、全てBSE検査が実施されます。

健康と畜牛の検査の話は、先ほど説明いたしました。

続きましてスタンニングですが、圧縮した空気またはガスを頭蓋内に注入する方法は実施されておりません。ピッシングも実施されておりません。

SRMの除去ですが、30か月齢超の牛の脊柱は食肉処理施設で除去されます。SRM除去は獣医官により確認されます。扁桃は舌及び頬肉を除去した後に頭部に残され廃棄、あるいは頭部から除去され廃棄されます。除去されたSRMは青色のインクで着色され、専用の容器で廃棄されます。

背割り鋸については、1頭ごとに洗浄している。

脊髄は、枝肉の背割り後に専用の器具または吸引装置によって除去。十分な量の水により枝肉洗浄が行われます。

脊髄の除去は、獣医官により確認されます。

全ての施設において、SSOP及びHACCPが導入されているということをございました。

MRM、機械的回収肉でございますが、これも製造していないということでございます。

戻っていただきまして、今、説明していない部分、20ページになります。その他の(2)トレーサビリティについてです。スウェーデンはと畜場における牛の月齢確認には個体識別された耳標で行っており、個体識別が明らかでない場合、と畜は許可されません。1998年から全ての牛への耳標の装着と個体データの登録制度が導入されております。SBA、国の当局のデータベースで管理されております。出生、と畜、死亡及び移動があった場合は7日以内に報告。耳標は生後20日以内に装着することが義務づけられております。

(3)と畜場及びと畜頭数でございますが、スウェーデンの牛のと畜場は53施設あり、年間のと畜頭数は2009年のデータでは約45万頭、うち30か月齢超は約18万頭ということ です。

牛の飼養頭数は、約150万頭ということが回答されておりました。

以上で説明を終わります。

○村上座長 起草委員の先生方、追加はございませんでしょうか。

ただいまの事務局からの説明について御質問、御意見をお願いいたします。先ほどの部分に分けてパーツごとに修正等、御意見がないかを確認させていただきたいと思えます。

まず、4ページ「Ⅰ．背景及び評価に向けた経緯」については、いかがでございましょうか。考え方などよろしいでしょうか。

8ページ「Ⅱ．BSEの現状」についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

14ページ「Ⅲ．牛群の感染状況」。特にまとめとしては18ページにございます。いかがでしょうか。まとめのほかに14ページの生体牛、肉骨粉等の輸入状況についても説明がありました。よろしいですか。

もしなければ19ページ「Ⅳ．SRM及び食肉処理」です。これもまとめが21ページにございます。よろしいですか。

20ページのトレーサビリティも説明がございました。よろしいですか。

ほかにございせんか。お願いいたします。

○永田専門委員 さかのぼってすみませんけれども、参考までに教えていただきたいのですが、飼料規制に関してスウェーデンでは非常に厳しいというか、表4にありますようにきちんとした飼料規制ができているのですが、これはどういう考え方でこういった体制をとられているのでしょうか。今後例えばもう少し緩くするとか考えているのでしょうか。

○山本専門委員 起草委員から御説明させていただきますけれども、スウェーデンはEUに含まれておりますので、そのEUの規制をそのまま踏襲しているという形になっております。ですから、今後EU全体で方向性が変わってこない限りは、この規制が続いていくものと考えます。

○永田専門委員 きっと前に話されたと思うのですが、EUのほうではBSEに関して、もし豚や鶏の肉骨粉等を使えば可能性としてあるかもしれないということなのか、それとも前に汚染の状況があったので、より厳しくしていこうといった念には念を入れてこのような形なのでしょうか。

○山本専門委員 私の理解ではブルガリアやルーマニアといった国が「無視できるリスクの国」にはなっていないということで、これらの国の状況が変わってから規制は緩めていくことを考えるのではないかと思いますけれども、当面この飼料規制を続けていくことによって、定型BSEを完全に抑え込むという方針で行っているものだと理解しております。

○姫田事務局長 あくまでも豚、鶏については交差汚染を恐れてということだということは確認しています。

そのほかに牛-牛、豚-豚、鶏-鶏といった同種動物由来の飼料規制はEU独自の考え方で、BSEだけではなく、いわゆるそれぞれのカニバリズムを防ごうという考え方もされていると聞いております。

○村上座長 ほかにございますか。お願いします。

○筒井専門委員 1点だけ、これはわかれば教えていただきたいのですが、さかのぼって恐縮なのですが、スウェーデンの発生は1頭で非定型だったということでしたが、これが緊急と畜牛でいわゆるハイリスク牛の中から見つかっているということなのですかけれども、具体的に何か症状等の情報がもしありましたらお願いします。

○廣田評価専門官 これについては論文に出ておまして、いわゆるBSEを疑う臨床症状はなかったのですが、この牛は雌牛なのですが、妊娠後期にいわゆる難産があって、獣医師に通報があって殺処分して、BSE検査をしたところ陽性であったということが判明したということになっています。

○筒井専門委員 ありがとうございます。

○村上座長 ほかにございますか。お願いします。

○中村（優）専門委員 その緊急と畜牛のサーベイランス体制について、過去にも議論されているかもしれないですが、改めて確認をさせていただきたいのが、16ページの表を見ますと緊急と畜牛のサーベイランスの頭数が年によってゼロの年もあれば、2013年は141頭であり、非常にばらつきが大きいように感じるのですが、背景にはどういっ

たことがあるのか、もしおわかりでしたらお教え願いたいと思います。

○廣田評価専門官 その件につきましては、スウェーデンからその中身の回答についてはございませんので、こちらではわかりかねます。

○村上座長 よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、続きまして山本専門委員から「V. 食品健康影響評価」について説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本専門委員 それでは、食品健康影響評価の案について説明をさせていただきたいと思えます。

これはいつもやっているのですけれども、事務局から全文を読み上げていただいて、それで審議をしたいと思えますので、全文読み上げをよろしくお願いいたします。

○本山係長 それでは、資料1の22ページからの食品健康影響評価について読み上げさせていただきます。

#### V. 食品健康影響評価

食品安全委員会プリオン専門調査会は、これまで参照した各種文献、厚生労働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて審議を行い、それにより得られた知見から、諮問内容のうち、スウェーデンについて、(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関する取りまとめを行った。

##### 1. BSEの発生状況

世界のBSEの発生頭数は累計で190,657頭であるが、年間の発生頭数は、1992年の37,316頭をピークに減少し、2012年には21頭、2013年には7頭、2014年には9頭となっている(2014年末現在)。

スウェーデンでは、1頭の非定型BSE感染牛が確認されており、1994年3月生まれである。

##### 2. 飼料規制とその効果

スウェーデンにおいては、動物由来たん白質(牛乳、乳製品等一部のものを除く。)について、全ての家畜への給与を禁止する飼料規制が2001年1月に導入された。交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから、スウェーデンでは13年以上が経過している(2014年末現在)。

また、スウェーデンにおいては、OIEが示す「管理されたリスクの国」に要求される10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランスが実施されている。飼料規制が強化された後に生まれたBSE検査陽性牛は確認されていないことから、スウェーデンにおける飼料規制はBSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断した。

##### 3. SRM及び食肉処理

スウェーデンにおいては、OIEが「管理されたリスクの国」の貿易条件として定めたSRMの範囲より広い範囲をSRMと定義し、SRMの除去やピッシングの禁止などの食肉処理

工程における人へのBSEプリオンの曝露リスクの低減措置がとられている。

したがって、牛肉及び牛内臓による人へのBSEプリオンの曝露リスクは、BSE対策の導入以降、飼料規制等による牛へのBSEプリオンの曝露リスクの低下とも相まって、極めて低いレベルになっているものと判断した。

#### 4. 牛の感染実験

本事項については、2012年10月評価書のとおりである。

#### 5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD)

本事項については、2012年10月評価書のとおりである。

なお、vCJDは、2014年末現在、世界中で229例が報告されており、近年においては、2012年に2例、2013年に1例、2014年に1例のみの発生となっている。

スウェーデンにおいてはvCJDの発生は確認されていない。

#### 6. 非定型BSE

本事項については、2012年10月評価書のとおりである。

なお、2014年末現在、スウェーデンでは1頭（143か月齢）の非定型BSEが確認されており、H型であった。

#### 7. まとめ

##### (1) 牛群のBSE感染状況

スウェーデンにおいては、これまで1頭の非定型BSE感染牛が確認されているが、2001年1月から飼料規制が強化されており、それ以降に生まれた牛には、BSE感染牛は確認されていない。引き続きBSEの発生状況等の確認は必要であるが、スウェーデンにおける飼料規制等の有効性は高いことがサーベイランスにより確認されている。なお、スウェーデンにおいては、EUの定めたサーベイランス水準を満たしており、結果としてOIEの定めた10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能な水準を満たしている。

##### (2) BSE感染牛組織の異常プリオンたん白質蓄積と人への感染リスク

スウェーデンにおいては、仮にBSEプリオンによる汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、牛におけるBSEプリオン摂取量は、感染実験における英国BSE感染牛脳組織1g相当以下と想定される。1g経口投与実験では、投与後44か月目以降に臨床症状が認められて中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出されたが、投与後42か月目（46か月齢相当以上）までには検出されていない。なお、BSEの脳内接種実験では、発症前の最も早い時期に脳幹で異常プリオンたん白質が検出されたのは発症前7～8か月であることから、さらに安全を考慮しても、30か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられる。

vCJDの発生については、最も多くのvCJDが発生していた英国においても、2000年をピークに次第に減少してきている。vCJDの発生はBSEの発生との関連が強く示唆されているが、近年、vCJDの発症者は世界全体で大幅に減少し、2014年には1名となっていることから、この間の飼料規制やSRM等の食品への使用禁止をはじめとするBSE対策が、牛の

みならず人への感染リスクを顕著に減少させたものと考えられる。

なお、非定型BSEが人へ感染するリスクは否定できない。現在までに、日本の23か月齢の牛で確認された1例を除き、大部分は8歳を超える牛で発生している（確認時の年齢の幅は6歳～18歳）。また23か月齢で確認された非定型BSE陽性牛の延髄における異常プリオンたん白質の蓄積量は、BSEプリオンに対する感受性が高い牛プリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスにも伝達できない非常に低いレベルであった。このような状況を踏まえ、非定型BSEに関しては、高齢の牛以外の牛におけるリスクは、あったとしても無視できると判断した。

### （3）評価結果

現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、上記（1）及び（2）に示した牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、スウェーデンに関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難い。

したがって、以上の知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうちスウェーデンに係る（1）の輸入月齢制限及び（2）のSRMの範囲に関する結論は以下のとおりとなる。

#### ①月齢制限

スウェーデンに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

#### ②SRMの範囲

スウェーデンに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合とSRMの範囲が「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

以上です。

○山本専門委員 ありがとうございます。

評価のポイントについて、もう一度簡単にまとめてみますと、形としては2012年10月の評価書、米加仏欄、アイルランド、ポーランドなどと並びをとる形で整理をしております。

まず「1. BSEの発生状況」ですが、スウェーデンでは1頭の非定型BSE感染牛が確認されており、1994年3月生まれです。約21年たっております。

「2. 飼料規制とその効果」。完全飼料規制は2001年1月、これはEU規制等を同時にやっているのですけれども、2014年末現在で13年以上が経過しております。飼料規制強化後に生まれたBSE検査陽性牛は確認されておりません。スウェーデンにおけるBSE規制はBSEの発生抑制に大きな効果を発揮していると判断いたしました。

「3. SRM及び食肉処理」ですけれども、OIEが「管理されたリスクの国」の貿易条件と

して定めたSRMの範囲より広い範囲をSRMと定義しています。食肉処理工程における人へのBSEプリオンの曝露リスクの低減措置がとられていると考えております。

4 ポツは2012年10月評価書、つまり米加仏欄等のものと同じですので、変更はありません。

「5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD)」については、2012年10月評価書のとおりなのですが、スウェーデンにおいてはvCJDの発生は確認されておられません。

「6. 非定型BSE」。2012年10月評価書のとおりで、先ほど説明したとおりですが、スウェーデンでは1頭、143か月齢のH型の非定型BSEが確認されております。

「7. まとめ」。米加仏欄、アイルランド、ポーランドと同様の書きぶりとしております。

「(3) 評価結果」ですが、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提として、上記(1)及び(2)に示した牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、スウェーデンに関しましては諮問対象である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓(扁桃及び回腸遠位部以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考えにくいということです。

専門委員の先生方の御意見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの山本専門委員からの御説明について、御質問や御意見をいただきたいと思いますが、その前に本日御欠席の専門委員から事前に御意見等をいただいておりますでしょうか。

○田中課長補佐 本日欠席の専門委員には、事前に御意見を求めましたところ、御意見等は提出いただいております。

○村上座長 それでは、御質問や御意見等をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、私から取りまとめをさせていただきたいと思います。

スウェーデンに対する諮問事項(1)及び(2)の評価結果については、評価書(案)のとおりということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、結論につきましては合意が得られましたので、評価書(案)のとおりとして以後の手続きを私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、この原案について食品安全委員会に報告したいと思います。

続いて議事2を開始いたします。本件は2月12日に厚生労働省から、ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価についての諮問があり、2月17日の食品安全委員会では厚生労働省からの説明を受けた後に、本専門調査会での審議が決定されたものでございます。

最初に厚生労働省の三木輸入食品安全対策室長から、諮問内容等の説明をしていただき

たいと思います。よろしくお願ひいたします。

○三木室長 厚生労働省の三木でございます。

今、座長からお話のあったノルウェーについて御説明をさせていただきます。

資料2というA4横のものと、参考資料2が食品健康影響評価の諮問文となっております。

ノルウェーについては、ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓についての輸入条件の設定についてということで、今月12日に諮問させていただいたところでございます。内容については別紙ということで参考資料2の裏面を御覧いただきますと、諮問の背景、趣旨、具体的な諮問内容等について記載をしております。

まず趣旨と背景についてでございますが、本年1月30日にノルウェーにおいてBSE 1例目が確認されたということでございまして、ノルウェーから輸入される牛肉等についての輸入手続を停止するという対応をとったところでございます。

ノルウェーについては平成24年5月24日付で、食品安全委員会よりノルウェーから輸入される牛肉及び牛内臓について、BSEプリオンに汚染されている可能性は無視できるという評価結果をいただいております。今般の諮問については、この評価結果を前提とさせていただきます。

食品安全委員会がこの評価を実施された以降について、ノルウェーにおいて適切なBSE対策が継続して実施されていることは確認しております。

次に具体的な諮問内容でございますが、月齢制限等については、これまでの諮問と同じ内容になってございますが、月齢の制限については現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクの比較、SRMの範囲についても現行の「輸入禁止」から全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部、脊髄、脊柱とした場合のリスクの比較ということで、これまでと同様でございます。さらに上記を経たのちに国際的な基準を踏まえて、月齢の規制値を引き上げた場合のリスクを評価ということで、これもこれまでの諮問と同様の内容となっております。

今後の方針としましては、食品健康影響評価の結果を踏まえて必要な管理措置の見直しを行う予定でございます。

もう少し具体的な内容の御説明が資料2になります。ノルウェーのBSE対策の経緯等についてでございます。

1 ページめくっていただきますと、ノルウェーのBSE対策の経緯とありますけれども、まず背景情報としましては、こちらに記載させていただいておりますが、牛の飼養頭数は約80万頭ぐらいで、と畜頭数については年間30万頭ぐらいといった規模でございます。と畜については若い牛が多いということで、大体2歳ぐらいが最も多くと畜をされているという状況でございます。

OIEのリスクのステータスについては、2008年に「無視できるリスクの国」という評価をいただいております。

ノルウェーのBSE対策につきましては、食品安全委員会で評価をいただいて以降、2013年まではBSE対策についての変更はありませんということではありますが、2014年にはこちらに書いてございますような健康と畜牛のBSE検査の廃止、緊急と畜牛及び死亡牛のサーベイランス基準の48か月齢超への引き上げが行われているということございまして、先ほど御説明のありましたスウェーデンと同じような形になってございます。

SRMにつきましても、2001年に食品及び飼料への利用が禁止されているということございまして、それ以外の飼料規制などについてはこの経緯に書いてございますように継続をされて、実施をされているということございまして。

こういう状況の中で、2015年に、ノルウェー国内で1頭目のBSEが発生してございます。1999年6月生まれの15歳ということで、非定型BSEのH型ということでございます。現在、この1頭のみが発生にとどまっている状況でございます。

また、ノルウェーからの輸入につきましては、大体年間100トンぐらいということございまして、主に牛の内臓、胃がほとんどでありますけれども、少し横隔膜が輸入をされているという状況でございます。

3ページ目以降につきましては、BSEの世界の発生状況でありますとか、各国の検査体制とSRMといったような参考資料をつけてございますが、ノルウェーはEU加盟国ではございませんが、基本的にEU規則に準拠した対応をとっているということございまして。

簡単でございますが、以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの厚生労働省からの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

お願いします。

○眞鍋専門委員 ノルウェーも機械的回収肉は禁止されているのでしょうか。

○三木室長 はい、禁止されてございます。

○村上座長 ほかにございませんか。よろしいですか。

そうしましたら、ほかに御質問等ないようですので、この評価要請への対応でございますが、ノルウェーについては既に食品安全委員会において平成24年5月に自ら評価を実施しております。したがって、過去の評価実績を踏まえ検討する必要があると考えられることから、起草委員と相談し、今回の評価の考え方を作成しましたので、事務局よりそれについて説明をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、資料3-1に基づいて説明させていただきます。

今、厚生労働省から説明がございましたように、ノルウェーにつきましては諮問は過去の評価国と同様、30か月齢までと、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクの評価という形で諮問されております。このため、ノルウェーについては、まずほかの米加仏蘭、アイルランド、ポーランド同様、30か月齢までの部分の評価の考え方について、資料3-1に取りまとめております。

ノルウェーにつきましては、過去に自ら評価ということで、食品安全委員会で一度評価

をしております。こちらの一番上にございます我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価③ということで、2012年5月に取りまとめております。こちらの評価の中ではノルウェーにおける飼料規制、BSEのサーベイランス状況、SRMの除去等の管理措置を踏まえ、以下のとおりの評価結果を取りまとめております。

評価結果の内容としましては、ノルウェーでは国内でBSEが曝露、増幅した可能性は低いと考えられ、また、食肉処理工程におけるリスク低減効果は非常に大きいと評価されたため、ノルウェーから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられるということです。

その後、2015年1月にノルウェーで初のBSEが発生しまして、2月に厚生労働省からノルウェーから輸入される牛肉に係る諮問がありました。

今般の評価では、その自ら評価時点から管理措置について変更点があるかどうか確認して、今般の評価に係る追加確認事項にございますように、管理措置については自ら評価時点より基本的に変更はないということですが、先ほど厚労省から説明がありましたように、BSEのサーベイランスについては一部変更があったということで、その状況及び今般初めてBSEが発生したということでBSEの発生状況、こういったものを基本的に追加確認事項として確認し、30か月齢までの牛肉に係るSRMの評価を行うという方針となっております。

説明については以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの説明のうち、評価手法について整理して申し上げますと、まずは平成24年10月の評価書と同様として米加仏蘭、アイルランド、ポーランドと同様、まずは諮問内容(1)の規制閾値が30か月齢までの部分を審議する。そして次に、自ら評価時点から管理措置に基本的に変更がないということから、主に追加確認事項について評価を行うということでございます。

このような評価方針でよろしいでしょうか。よろしければ起草委員の先生方に相談して作成した評価書(案)たたき台を説明して審議してまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、まず事務局より資料3-2の食品健康影響評価の前までの部分について説明をお願いします。

○田中課長補佐 それでは、資料3-2に基づいて説明をさせていただきます。

こちらの資料につきましては、過去の米加仏蘭、アイルランド、ポーランド、そして先ほどのスウェーデンと同様の評価書の形で取りまとめさせていただいているものになります。こちらにつきましては先ほどのスウェーデンと重複する部分も多くございますので、異なる部分について中心に説明をさせていただければと思います。

4ページ「I. 背景及び評価に向けた経緯」ということで、「1. はじめに」の部分は同

じになります。

「2. 諮問の背景」になります。34行目からになりますけれども、ノルウェーについては2012年5月に取りまとめた自ら評価の我が国に輸入される牛肉及び牛肉臓に係る食品健康影響評価③（ホンジュラス、ノルウェー）において、「ノルウェーから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」と評価しております。

厚生労働省は、BSE未発生国または地域においてBSEの発生が確認された時点で、当該国または地域からの牛肉等の輸入手続を停止しております。

2015年1月、ノルウェーにおいて初めてBSEの発生が確認され、我が国はノルウェー産牛肉等の輸入手続を停止しております。

「3. 諮問内容」につきましては、先ほど御説明のあったとおりになります。こちらの四角の中で、まずは月齢制限を30か月齢まで、SRMの除去、また、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価ということです。

「4. 本評価の考え方」でございます。こちらにも基本的に過去の評価と同じ考え方になりますけれども、こちらの中で\*1がついている部分がございます。具体的には22行目の生体牛のリスクでございますとか、牛群の感染状況、食肉等のリスク、こちらにつきましては6ページの15行目からになりますけれども、\*1を記した事項については厚生労働省がノルウェー当局に確認し、自ら評価書以降、変更があった箇所のみを記載し、変更のない部分については自ら評価書の記載をもって代えることとし、本評価書において再掲しないことという形で整理をしております。

なお、1点訂正がございます。12行目のvCJDの部分は\*1と入っておりますけれども、こちらは\*2に修正をお願いします。vCJDの部分につきましては19行目からでございます2012年10月の評価書以降、新たな知見は得られていないことから2012年10月評価書をもって代えることとすることになります。

7ページ目以降は、基本的にスウェーデンと同じ記載となっております。

11ページ「2. 各国のBSE検査体制」という部分で、ノルウェーの規制について一部記載をしております。

ノルウェーにつきましては、EUには加盟をしておりますけれども、EU規則に準拠した形でBSE対策を実施しているということです。ノルウェーのBSE検査体制になりますけれども、従前は30か月齢を超える無作為に抽出した健康と畜牛の検査を実施しておりましたが、2014年から健康と畜牛の検査は廃止されたということです。

また、高リスク牛につきましては、48か月齢を超える死亡牛等について検査を行っているということです。

12ページ、SRMでございます。SRMの範囲についてもノルウェーではEU規則に準拠し、EUと同じ範囲のSRMを設定しているところです。表の中になりますけれども、12か月齢を超える頭蓋及び脊髄、30か月齢を超える脊柱、全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及

び腸間膜とされております。

13ページにまいりまして、各国の飼料規制になります。ノルウェーにつきましてはEU規則に準拠いたしまして2001年1月に交差汚染防止対策の観点から飼料規制が強化されております。すなわち牛、豚、鶏の肉骨粉が牛、豚、鶏の飼料に利用できないように規制が強化されているということです。

14ページ目からが、牛群の感染状況になります。牛群の感染状況につきましては、以下の事項を除きまして自ら評価書時点からの変更はないということで、以下の事項といたすのはBSEのサーベイランスの状況及びBSEの発生状況、こちらについては変更点などについて記載をしております。

まず「1. BSEサーベイランスの状況」になりますけれども、ノルウェーでは自ら評価時点では30か月齢を超える無作為に抽出した通常と畜牛（年間1万頭）、24か月齢を超える死亡牛や不慮の事故によると畜牛などをサーベイランスの実施対象としておりましたが、2014年から健康と畜牛の検査は廃止され、死亡牛、健康と畜及びと畜前検査で異常所見を示す牛の検査月齢は、24か月齢超から48か月齢超と変更されているところです。

なお、臨牀的にBSEが疑われる牛や年齢不明の牛、輸入牛などについては年齢にかかわらず、従前から検査を行っておりまして、その点は変更ないということです。

ノルウェーの各年のBSEサーベイランス頭数について、自ら評価書以降に更新された情報を表5に示しております。2013年にはノルウェー国内では20,027頭についてBSE検査が実施されたということです。

15ページ、BSEの発生状況になります。

「(1) 発生の概況」になりますけれども、ノルウェーでは2015年1月に初めてのBSEの発生報告がございました。当該牛の概要を表6に示しております。当該BSE陽性牛は、1999年6月生まれということで、確認されたのが2015年、月齢は187か月齢、15歳ということで、型は非定型(H型)ということです。こちらの牛は高齢及びけがにより殺処分されるまで、神経疾患の臨床症状は見られなかったということです。当該牛は完全に焼却処分された。ノルウェー食品安全局が疫学調査を実施し、コホート牛4頭（同居牛2頭、患畜の産子2頭）が移動制限下に置かれ、4頭とも殺処分の後、BSE検査が実施されましたが、全て陰性であったということです。

「(2) 出生コホートの特性」になりますけれども、先ほど御説明したとおり非定型BSEであり、1999年6月生まれとされています。なお、当該牛はノルウェーにおいて完全な飼料規制が実施された2001年以前に生まれたものでございます。

16ページ、牛群の感染状況のまとめになります。こちらにつきましては自ら評価書時点の管理規制も含めた形で牛群の感染状況を一覧として整理しております。かいつまんで説明いたしますと、飼料給与の部分につきましては、2001年に全ての家畜への動物由来たん白質の給与を禁止しております。SRMの利用実態も12か月齢を超える頭蓋及び脊髄、30か月齢超の脊柱、全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜をSRMとして設定し、

全てのSRMは除去され、専用のレンダリング施設で加工後、焼却処理をされるということです。

また、レンダリングの条件につきましても、1999年11月から133℃ 3気圧40分または136℃ 3.2気圧20分のどちらかの条件を選択して、処理しているということです。

交差汚染防止対策についても、反すう動物用飼料とほかの動物用飼料の製造分離の規定が定められているということです。

サーベイランスにつきましては、先ほど御説明したとおり48か月齢超の死亡牛、緊急と畜牛を検査しているということです。

OIE基準の定める5万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施しております。

17ページにまいりまして、SRM及び食肉処理になります。こちらにつきましても、自ら評価の時点から対策について変更はないということです。なお、牛の年間と畜頭数、ノルウェーにおいては2014年のデータでは約29万頭であり、うち2歳以下が約17万頭ということでした。牛の飼養頭数は2014年のデータによると約83万頭ということです。

18ページ、SRM及び食肉処理のまとめということで、こちらも自ら評価時点の情報も含めた形で整理した表になります。と畜場での検査につきましては、2014年から健康と畜牛の検査が廃止されたということになります。SRMの定義は先ほど御説明したとおりです。SRMの除去についても、SRM除去は獣医官により確認され、除去されたSRMは着色され、専用の容器に廃棄されるということで、実施方法等につきましても背割り鋸は1頭ごとに洗浄。脊髄除去後の枝肉洗浄は、水による洗浄は行われている。また、と畜検査官によって枝肉への脊髄片の付着がないことを確認。また、全ての日本向け輸出施設においてSSOP及びHACCPが導入されている。MRMについては禁止されている。ピッシング、スタンニングについても禁止されているという状況になっております。

説明については以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

先ほどスウェーデンと同様に、パートごとに記載内容の修正等がないか確認してまいりたいと思います。

最初、4ページです。「Ⅰ．背景及び評価に向けた経緯」ですが、特に5ページの先ほどの手順でも申し上げましたけれども、考え方はこれでよろしいかということについていかがでしょうか。

もしなければ次、8ページ「Ⅱ．BSEの現状」です。特に11ページの検査体制など、いかがでございましょうか。

14ページから「Ⅲ．牛群の感染状況」です。14ページのサーベイランスについて自ら評価の後に一部変更があったということ、15ページに発生があったということ、16ページはまとめでございます。それについていかがでしょうか。よろしいですか。お願いします。

○佐藤委員 前のところ戻ってもよろしいですか。12ページのSRMの部分なのですけれども、12ページ3行目から5行目までの書き方ですと、4行目からの真ん中からのSRMのうち、腸についてノルウェーでは十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜とされていると書いてあるわけです。こう書くとEU規則に準拠しているけれども、腸が違うみたいに読めてしまうのですが、これはEUと一緒にですね。

○田中課長補佐 はい、EUと同じになります。

○佐藤委員 だからこれは「EUと同様、ノルウェーでは」というふうに直さないと、腸の部分については違うみたいに読めてしまうのですけれども、いかがでしょうか。

○田中課長補佐 腸の部分についてもEU規則に準拠しているように読める書きぶりに修正をしたほうがよいということでもよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。「ノルウェーでも」でもいいかもしれません。文章はお任せします。

○田中課長補佐 わかりました。両方でEU規則に準拠していることが読めるような書きぶりに修正させていただきます。

○村上座長 ほかにございませんか。

そうしましたら17ページ、特に自ら評価以降の変更点はないということですが、SRM及び食肉処理についてはいかがでしょうか。お願いします。

○福田専門委員 1点確認なのですが、18ページの表の実施方法等の下の段で、全ての日本向けの輸出施設においてとありますが、日本向けの施設とそうでないところは明確に分かれているのでしょうか。

○三木室長 厚生労働省から説明させていただきますけれども、ノルウェーはそもそもBSE非発生国でしたので、自由に輸入ができるという状況でありましたので、現時点で日本向けの輸出施設とか、日本向けでない輸出施設は分かれておりません。

○山本評価第二課長 これは自ら評価の回答をもとにしているのですが、ノルウェーの輸出向けと畜場で、日本向けにはこう管理されている。回答がそうであったということです。厚生労働省の説明は今、発生国に対しては個別に輸入条件を定めて管理しているのですが、そこで把握されているという意味なのですが、そういう違いですね。ここに書いてあるのはノルウェーからの回答でそうなっているという回答です。

把握していませんというのは、非発生国の段階では輸入条件として、そこは条件としていないという意味になると思います。

○村上座長 ほかにございませんか。お願いします。

○筒井専門委員 ということは、日本向けに輸出している施設は、基本的には発生国には指定している。発生国でない場合には特に指定はされていないということになるのですか。

○三木室長 はい、そうです。

○筒井専門委員 わかりました。

○村上座長 ほかにございますか。今のは一般論ですけれども、よろしいですか。

では、続きまして山本専門委員から「V. 食品健康影響評価」について説明していただ

きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○山本専門委員 それでは、食品健康影響評価の案について説明させていただきます。

19ページからですけれども、この項目の構成は先ほどのスウェーデンの評価書と同様ですので、全文の読み上げは省略させていただきます。評価のポイントについて説明をさせていただきます。

構成は全部一緒なのですけれども「1. BSEの発生状況」。ノルウェーでは1頭の非定型BSE感染牛が確認されており、1999年6月生まれであるということで11行目、12行目に記載させていただきました。

「2. 飼料規制とその効果」ですが、完全飼料規制は2001年1月から実施され、13年以上が経過しております。飼料規制強化後に生まれたBSE検査陽性牛は確認されておりません。それでノルウェーにおける飼料規制はBSEの発生抑制に大きな効果を発揮していると判断いたしました。

「3. SRM及び食肉処理」ですけれども、OIEが「管理されたリスクの国」の貿易条件として定めたSRMの範囲より広い範囲をSRMと定義しております。それから、食肉処理工程における人へのBSEプリオンの曝露リスクの低減措置がとられていることが確認されました。

ということで、1から3までのことを踏まえますと、BSEプリオンによる曝露リスクはBSE対策の導入以降、飼料規制等による牛へのBSEプリオンの曝露リスクの低下とも相まって、極めて低いレベルになっているものと判断いたしました。これは自ら評価書における評価結果と変わるものではございません。

「4. 牛の感染実験」ですけれども、これは2012年10月の評価書のとおりです。

「5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD)」。2012年10月評価書のとおりですが、ノルウェーにおいてはvCJDの発生は確認されておりません。

「6. 非定型BSE」は評価書どおりなのですけれども、先ほど説明したとおり2014年末現在、ノルウェーでは1頭(187か月齢)のH型の非定型BSEが確認しております。

21ページ「7. まとめ」。これも米加仏蘭、アイルランド、ポーランドと同様の書きぶりとしております。

「(3) 評価結果」ですが、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提として、上記(1)及び(2)に示した牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、ノルウェーに関しては諮問対象である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓、扁桃及び回腸遠位部以外の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考えにくいということでございます。

専門委員の先生方の御意見を伺いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの山本専門委員からの御説明について、御質問や御意見をいただきたいと思いますが、その前に本日御欠席の専門委員から事前に御意見等をいただいておりますでしょうか。

○田中課長補佐 本日欠席の専門委員から、事前に御意見等の提出はいただいております。

○村上座長 それでは、御質問、御意見等をお願いいたします。

○横山専門委員 ノルウェーに関しては、老齢牛でBSEが出た場合にリスク評価に影響するかどうかというのが一番の観点で、ゼロリスクをこれまでの評価も求めてきているわけではないので、もう一つ議論としてはこういった老齢牛のものが確実に見つかるような体制がとられていて、ノルウェーの現状がちゃんと把握できるかどうかということが焦点になるのかなと。

今、2001年に飼料規制が強化され、今回のケースは1999年生まれということで、飼料規制以前の生まれということで特段問題ないですが、今後もっと年数がたったときに、2001年以降の生まれで非定型が出た場合にどうするかというようなことを、今回の評価とは別に、この委員会の中ではちょっと準備しておく必要があるのかなということを今、思いました。

○村上座長 今の御提案ですけれども、御指摘といえましょうか、意見でよろしいですか。お願いします。

○山本専門委員 非定型の問題については、一応、基本的には高齢牛で起こってくるということ。それから、定型のタイプもだんだん高齢化していつていることから、余り差のない議論をしなければいけないようにはなるでしょうということなのですから、飼料規制以降に生まれたかどうかということよりも、非定型がスポラディックであるかどうかということの議論のほうが大事かなという気がいたしますので、これはどこの国でも起こり得るかどうかという問題をちゃんと決めるという言い方は変ですが、そこは議論しておく必要があるのかなと考えております。

○筒井専門委員 私の個人的な意見を述べさせていただきますと、リスク評価をした事例もありますし、していない事例もあるのでしょうけれども、どういう状況になったときに再度リスク評価しなければならないのか。例えば先ほどおっしゃったように明らかに飼料規制前のものが見つかってきている状況の中で、果たして再度リスク評価という形でやる必要があるのかどうかということについては、先ほどおっしゃられました非定型も含めて、少し議論を今後していく必要があるのかなという気も私もしております。

○横山専門委員 関連して、なぜノルウェーからとめたのかということですね。今回の発生を受けて。

○山本評価第二課長 補足しますと、管理措置で評価済みの国で発生した場合には、基本その条件を満たしていればとめていない。今回、ノルウェーでとめたのは厚生労働省さんになりますけれども、自ら評価しかしていなくて、非発生国なので輸入条件は基本的には課していない。SRMは輸入しないという指導とかはありますが、基本的にそういう条件設定がなされていない中で発生があったのでどうかということで評価要請があった。逆に後で事務局から報告しますカナダなんかは今回発生がありましたけれども、30か月齢を超えて

いる中で、一定の30か月齢以下ではプリオンの蓄積がないという科学実験に基づいて管理措置を既に設定済みで、その中での出来事であったのでとめていないということで、形式論でいくと管理機関がとめて、とめたことを解除するためにうちに評価要請が来たというステップとして、今回来ているということになります。

○姫田事務局長　ですから、今回リスク評価機関から来ているのは、(1)で30か月齢以下ということでの評価要請と、(2)がまだついておりまして、ですから今、むしろ今回評価書で評価していただいているものは、(1)のところで上記を終えた後というものが当然ありますので、今、委員からおっしゃったようなことについては、まだ例えばアメリカですとかカナダですとか、フランス、オランダ、先ほどのスウェーデンも含めて、まだ(2)が残っておりますので、今、委員からおっしゃったようなことをこの後、時間をとって、あるいはデータを整理して議論していただくというのは重要なことだと考えております。

○村上座長　わかりました。

その次の段階をにらんでということだと思えますけれども、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。お願いします。

○熊谷委員長　結論とは直接リンクしないことで、ノルウェーのことについて、おわかりになれば教えていただきたいのですが、輸入牛は全頭検査となっておりますけれども、ノルウェーは輸入される牛肉や内臓についてはどういう取り扱いになっているのでしょうか。

○本山係長　今の御指摘は、牛の輸入の実績があるかどうかですとか、輸入の牛がいる場合の管理がどうなっているかという御質問でしょうか。それとも、もし輸入されている牛がいて、その肉が人にどういうふうに行くかという御質問でしょうか。

○熊谷委員長　そうではなくて、よその国から牛由来の肉や内臓、これの輸入というものは何か条件があるのでしょうか。つまり、生体牛については入れたものは全頭検査になっていますので、かなり厳しいなと思っているわけですがけれども、スウェーデンは30か月齢を超えてなのですね。

一応、肉、内臓については当然SRMというものの配慮はあるでしょうから、それは評価結果には直接には影響しないと思えますので、もし情報が今なければ、またいずれかの機会ですけれども、おわかりになりましたら教えていただきたいということです。

○村上座長　ありがとうございました。

お願いします。

○本山係長　委員長の御質問に直接お答えするものではないですが、肉骨粉ですとか動物性油脂については、自ら評価の時点で適切に規制がされているというものを記載してございます。

○村上座長　委員長のお求めになっている件、後日で結構ですがけれども、わかりましたらお伝えいただきたいと思えます。委員長、それでよろしいでしょうか。

○熊谷委員長　はい、結構です。ありがとうございます。

○村上座長　ありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。

では、もしなければ取りまとめをさせていただきたいと思います。

ノルウェーに対する諮問事項 1 の評価結果については、評価書（案）のとおりということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○村上座長 ありがとうございます。

そうしましたら、先ほど佐藤専門委員から御指摘がございました12ページの腸の部分。この点についての書きぶりを修正することも含めまして、結論については合意が得られたということで、その部分の修正を含め、私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○村上座長 ありがとうございます。

では、今後必要な修文を行った上で、食品安全委員会に報告したいと思います。

議事のその他ですけれども、参考資料 3-1、3-2 について事務局から報告をお願いいたします。

○本山係長 それでは、参考資料 3-1、参考資料 3-2 について御報告いたします。

本件につきましては動物用生物由来原料基準のうち、反すう動物由来基準について原産国及び原料の分類を見直すこと、動物用医薬品の製造時の加工、処理工程の基準を新たに設定すること等について、参考資料 3-1 のとおり農林水産省から諮問があり、前回 1 月 22 日に開催されました第 88 回プリオン専門調査会で御審議いただきました。

2 月 3 日に開催されました第 547 回食品安全委員会において、プリオン専門調査会での結論と同じく、最新の科学的知見及び国際的動向等を踏まえ、動物用生物由来原料基準を明確化するものであり、反すう動物への TSE の感染リスクが増加するものではないことから、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかとの結論が導かれ、参考資料 3-2 のとおり、同日付で通知いたしましたので御報告いたします。

以上です。

○村上座長 ただいまの事務局の報告内容について、御質問等ございますでしょうか。報告ですので、よろしいですね。

続きまして、参考資料 4 についてお願いいたします。

○田中課長補佐 既に専門委員の先生方には情報提供しておりますが、本年 2 月にカナダにおいて、輸入牛や米国での発生事例等を含めると 21 例目となる BSE が確認されたので、参考資料 4 に基づき報告いたします。

こちらにつきましては、カナダ政府が OIE へ報告した情報を取りまとめたものになります。カナダにおいて BSE が発生したということで、定型の BSE ということです。

疫学情報の部分を御覧いただければと思いますけれども、感染源についてはまだ現在調査中ということでございます。2015 年 2 月 4 日にダウンナー、歩行困難牛の報告をした農家を訪問し、検体を採取したということで、その下に行きまして 2015 年 2 月 11 日に定型 BSE

と確認されたということです。

当該牛の死体は、食品及び飼料チェーンには入っていないということです。

現在実施中の調査により、この牛が2009年3月生まれ、71か月齢であるということは特定されているということです。

カナダにおいては、引き続き原因、その他コホート牛などの疫学調査を現在実施しているということです。追加情報が入り次第、先生方とも情報共有をさせていただければと思っております。

以上です。

○村上座長 ただいまの事務局の報告内容について、何か御質問等ございますか。現状、調査中ということのようですが。

○横山専門委員 カナダは2007年に飼料規制を強化しているということで、その遵守度が鍵になってくるのかなと思うので、ぜひそのあたり調査していただけたらいいのかなと思います。

先ほどの質問にも関連するのですが、これは定型BSEだったということで飼料規制にどこか漏れがあったと推測するのが一番妥当なのかなと現時点では思っているのですが、これが非定型だったらどう考えたらいいのかなというのは我々の次の宿題なのかなと思いました。2007年の規制以降に非定型が生まれたものが発生したという感じですね。

○熊谷委員長 今回は定型で、飼料か、あるいは飼料でないものを口にして感染発症したと考えるべきだと思いますけれども、非定型の場合は必ずしもそうではない場合もあるだろうという意味ですか。

○横山専門委員 そうですね。非定型の場合その2通り、餌を介して非定型が伝播する場合と、孤発性の可能性も否定できないので、その2つを対策として考える必要が出てくるのではないかと思います。そういうことが起こらないことを祈っています。

○村上座長 それも分析が必要ですね。その認識は持って慎重に対応していきたいと思えます。

ほかにございますか。もしなければ、ありがとうございました。予定されていた議事については一通り御議論いただきました。

事務局からほかに何かございますか。

○田中課長補佐 特にございません。

○村上座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。

次回につきましては日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。